

制度改正等の課題解決環境整備事業

年収の壁130万円超でも2年まで扶養に2023年10月から

年収の壁

徹底対策セミナー



社会保険加入対象者の2024年10月改正で
社会保険加入者の範囲大幅拡大(従業員101人以上から51人以上)

パート・アルバイトで働く方の厚生年金保険や健康保険の加入に合わせて、手取り収入を減らさないため多くのパート社員アルバイト社員の方は労働時間の調整を行ってきましたが、それが企業の人手不足に拍車をかけ社会問題にもなっています。国もこれらを解消すべく※・社会保険適用促進手当の支給(社会保険料の算定対象外)・賃上げによる基本給の増額・所定労働時間の延長を実施するなどの取り組み企業に対し、労働者一人当たり最大50万円の支援策を行うなどしています。企業が、壁を意識せず働くことができる環境づくりができるよう、本セミナーでは最新の法制度の確認はもちろん、国がその対策として用意した被扶養者認定制度や助成金についてもわかりやすく説明し、自社のパート/アルバイト社員のさらなる活用に役立てていただくことを目的としております。

〈講師プロフィール〉

くらのなかかずひろ

蔵中一浩 氏



横浜リンケージ社労士事務所代表

・特定社会保険労務士

管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またハラスメント防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格も持つ。

開催日:9月26日(木)

時間:14:00~15:30

会場:高砂商工会議所 2階 大会議室

受講料:無料(会員・非会員問わず)

定員:30名(先着申込順)

対象:中小・小規模事業者

1. こんなにある年収の壁

・103万円・106万円・130万円

・150万円・210万円

2. 税制度と社会保険制度の交錯を紐解く

3. 労働時間とおカネの関係

4. 具体的事例で考える

5. 会社としてベストなパート社員の働かせ方とは?

6. 国が用意した最新の対策

・キャリアアップ助成金の新コース

・社会保険適用促進手当の標準報酬算定対象外

・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

主催:高砂商工会議所

TEL:079-443-0500

★是非お気軽に、下記よりFAXにてお申込みください。

高砂商工会議所 中小企業振興部 商工振興課 行 FAX:079-442-0369

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名	(複数のご参加可能)		

※ご記入頂いた情報はセミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。